

平成 21 年 2 月 13 日
三菱ガス化学株式会社

天然ガス生産基地の爆発事故に関する書類送検について

本日、原子力安全・保安院関東東北産業保安監督部から新潟地方検察庁に、一昨年 12 月 6 日に発生した弊社天然ガス生産基地における爆発事故に関して、新潟工場の社員 1 名が鉾山保安法違反の疑いで書類送検されました。あわせて、鉾山保安法第 63 条の両罰規定に基づき、法人である弊社についても送検されました。

被害者のご冥福を衷心よりお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様に対し、重ねて心からのお詫びとお悔やみを申し上げます。また、近隣住民の皆様をはじめ、関係各位に多大なるご迷惑をお掛けしましたことについて深くお詫び申し上げます。

引き続き関係機関の捜査に全面的に協力して参りますとともに、行政及び司法により下される措置を厳粛に受け止め、本事故の教訓を決して風化させることなく将来に亘って傳承し、二度とこのような事態を惹き起こさぬよう、全力を挙げて安全の確保と信頼の回復に努めて参ります。

以上